

地方自治法改正案に対する意見書（案）

現在、国会において審議中の「地方自治法の一部を改正する法律案」には、現行の国と地方の関係等の章とは別に、新第14章を設けて、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係の特例を規定するとの内容が含まれている。

この改正が実現すると事態対処の基本方針検討のため、国は地方公共団体に対し、資料の提出又は意見の提出を求めること、国の地方公共団体に対する補充的指示権を定めること、国の指示により都道府県の事務処理と市町村の事務処理についての調整を行うことができることとなる。

改正案第252条の26の3では、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」に国が地方自治体に対して指示権の行使ができることとされている。しかしながら、上記のうち「大規模な災害、感染症のまん延」については、すでに個別法の発動により国の指示が可能となっており、あらためて地方自治法の改正の必要はない。また「これらに類する」事態については、いかなる事態がこれに該当するのかが法文上明らかではない。

2000年施行のいわゆる地方分権一括法は、地方への権限移譲をはかり、国と地方自治体との関係を「指示・服従」関係から「対等・協力」の関係へと転換させた。そのため地方分権一括法では国の「関与」を規定し、個別の分野の法律以外に包括的に国の「指示」を規定していない。このことから地方自治法改正による国の指示権創設は地方分権に逆行していると言える。

2023年12月の第33次地方制度調査会が改正の必要性の根拠としてあげる「大規模災害や感染症のまん延についての教訓」は、発生した地域を管轄し市民と触れ合っている自治体の判断こそが尊重され、都道府県や国は市町村の判断を尊重し対策の実施を援助すべきであるということである。これらの事態について、国による「指示権」が認められていれば適切に対応できたとは言えない。こうした事態に国の指示権をもって対応することは、事態の解決にとって益するところはなく、本改正は立法事実を欠いている。

また全国知事会からは2024年3月1日、補充的指示権を国に付与するにしても、事前に十分な協議・調整をおこなうこと及び目的達成のために必要最小限度で行使すべきことが要望されていたが、法案にはこの点も入っていない。

このような国の指示権を規定する地方自治法改正は、国と地方の関係を「対等・協力」から「指示・服従」の関係に逆もどりさせる点で「地方自治の本旨」を掲げる日本国憲法第92条に反するものである。

よって、本市議会は地方自治法の改正案第2編新第14章「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 6月 日
(日本共産党提出)